

厚生労働省より掲示を義務付けられている手術件数

(手術件数は令和6年1月1日～令和6年12月31日)

区分1に分類されている手術

手術件数

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	
イ	黄斑下手術等	
ウ	鼓室形成手術等	
①	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	

区分2に分類されている手術

㊦	靱帯断裂形成手術等	0
イ	水頭症手術等	
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	
エ	尿道形成手術等	
オ	角膜移植術	
㊧	肝切除術等	0
㊨	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

区分3に分類される手術

ア	上顎形成術等	
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	
㊩	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ	母指化手術等	
オ	内反足手術等	
㊪	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	

区分4に分類される手術

胸腔鏡又は腹腔鏡を用いた手術	0
----------------	---

その他の区分に分類される手術

㊫	人工関節置換術	0
イ	乳児外科施設基準対象手術	
㊬	ペースメーカ移植術及びペースメーカ交換術	1
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	
オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	